

# 特定秘密指定管理簿

指定の整理番号	指定をした年月日	指定に係る特定秘密の概要	法別表のいずれの事項に に関するもの であるかの別	当該特定秘密の 保護に関する 業務を管理する 特定秘密管理 者の官職	法3条2項の 規定により 講ずる措置が 同項各号の いずれの措置 であるかの別	法3条3項の規 定により同条2 項1号に掲げる 措置を講じた旨	指定の有効期間					解除		備考
							有効期間が 満了する 年月日	有効期間を 延長した旨	延長後の 指定の 有効期間	(延長後の) 有効期間が 満了する 年月日	有効期間が 満了した旨	当該指定を 解除した旨	解除した 年月日	
14G-201412-001-2-001	平成26年12月26日	平成23年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星(以下「IGS」という。)等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体的の対象並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(当該個別具体的の対象が明らかになるものに限る。)並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(IGSの識別能力を正確に察知され得ないようとしたものを除く。)であって、平成26年12月26日までに経済産業省が内閣官房から提供を受けていたもの	2号二	製造産業局長	同項第1号(電 磁的記録であつ て同項第1号に 掲げる措置によ ることが困難な 場合は同項第2 号)		平成31年 12月25日							
14G-201412-002-2-002	平成26年12月26日	平成24年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星(以下「IGS」という。)等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体的の対象並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(当該個別具体的の対象が明らかになるものに限る。)並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(IGSの識別能力を正確に察知され得ないようとしたものを除く。)であって、平成26年12月26日までに経済産業省が内閣官房から提供を受けていたもの	2号二	製造産業局長	同項第1号(電 磁的記録であつ て同項第1号に 掲げる措置によ ることが困難な 場合は同項第2 号)		平成31年 12月25日							
14G-201412-003-2-003	平成26年12月26日	平成25年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星(以下「IGS」という。)等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体的の対象並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(当該個別具体的の対象が明らかになるものに限る。)並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(IGSの識別能力を正確に察知され得ないようとしたものを除く。)であって、平成26年12月26日までに経済産業省が内閣官房から提供を受けていたもの	2号二	製造産業局長	同項第1号(電 磁的記録であつ て同項第1号に 掲げる措置によ ることが困難な 場合は同項第2 号)		平成31年 12月25日							
14G-201412-004-2-004	平成26年12月26日	平成26年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星(以下「IGS」という。)等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体的の対象並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(当該個別具体的の対象が明らかになるものに限る。)並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(IGSの識別能力を正確に察知され得ないようとしたものを除く。)であって、平成26年12月26日までに経済産業省が内閣官房から提供を受けていたもの	2号二	製造産業局長	同項第1号(電 磁的記録であつ て同項第1号に 掲げる措置によ ることが困難な 場合は同項第2 号)		平成31年 12月25日							